

社会福祉法人 和歌山県身体障害者連盟役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県身体障害者連盟の役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「役員等」とは、理事、評議員、監事をいう

(理事会及び評議委員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬（日当）及び費用弁償（実費旅費）を支払うことができる。

2 報酬（日当）は1日の場合は、2,000円とし、午前中又は午後半日の場合は、1,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、外部から専門的知識を有する監事を招聘した場合は、半日当たり5,000円を支給する。

4. 費用弁償（実費旅費）は、自宅の最寄り駅を起点にして計算した額を支払うものとする。

(正・副会長会議等の出席報酬等)

第4条 会長、副会長会議に出席したときは、前条で定めた報酬（日当）及び費用弁償（実費旅費）を支払うことができる。

2. 会長、副会長が連盟の運営に関わる用務のため、事務局からの要請で会館に出向いたときは、費用弁償（実費旅費）を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 外部からの専門的知識を有する監事が、監査を行ったときは、20,000円を支給することができる。

附則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。